

平成29年度 岐阜県介護保険指定事業者集団指導

資料

- 1 共通事項
- 2 平成30年度介護報酬改定の概要について
- 3 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議からの周知事項について
- 4 高齢者福祉施設等内における事故・事件に係る報告の徹底等について
- 5 介護保険事業所等実地指導における主な指摘事項について
- 6 その他連絡事項

平成30年3月16日(金)
不二羽島文化センター スカイホール

1

共通事項

平成29年度 岐阜県介護保険指定事業者集団指導

平成30年3月16日(金)
不二羽島文化センター スカイホール

次 第

- 1 共通事項
- 2 平成30年度介護報酬改定の概要について
- 3 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議からの周知事項について
- 4 高齢者福祉施設等内における事故・事件に係る報告の徹底等について
- 5 介護保険事業所等実地指導における主な指摘事項について
- 6 その他連絡事項

本日の資料は、平成30年3月8日時点の厚生労働省公表資料等を元に作成したものです。
その後の検討状況により変更がある場合がありますので、最新の情報は県ホームページ等
ご確認ください。

【県ホームページ：<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/koreisha/kaigo-hoken/>】

共通事項

- ①平成30年4月報酬改定に係る体制届の提出期限等について
- ②県基準条例の改正等について
- ③事業所メールアドレスの登録について
- ④平成30年度介護報酬改定等に関する質問について

①平成30年4月報酬改定に係る体制届の提出期限等について

体制届の提出期限、届出の様式等については、厚生労働省から示され次第、県ホームページでお知らせします。

※ 4月の報酬算定に係る届出の提出期限は、従来、支給限度額管理対象となるサービスについては3月15日、その他のサービスについては4月1日となっていますが、すべて4月1日まで猶予される予定です。

サービス種類	通常の届出に係る加算等の算定の開始時期
・訪問通所サービス ・(介護予防)福祉用具貸与 ・居宅介護支援 ・介護予防支援	・届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から ・16日以降になされた場合には翌々月から
・(介護予防)短期入所サービス ・(介護予防)特定施設入居者生活介護 ・施設サービス	・届出が受理された日が属する月の翌月(届出が受理された日が月の初日である場合は当該月)から

<参考>平成27年度介護報酬改定での取扱い

○届出に係る加算等の算定の開始時期

届出に係る加算等(算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。)については、適正な支給限度額管理のため、利用者や居宅介護新事業者に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合は翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとする。

ただし、平成27年4月から算定を開始する加算等の届出については、上記にかかわらず、同年4月1日以前になされていれば足りるものとする。

②県基準条例の改正等について

介護保険法改正及び厚生労働省令改正に基づき、県では、基準条例の一部改正や新しく創設される介護医療院に係る基準条例の制定等を行います。

なお県では、基準条例について、厚生労働省令に基づく内容のほか、県独自の基準として、県内事業所・施設においては、運営規程に身体拘束等を行う際の手続及び苦情対応に関する事項を追加すること、重要事項についてホームページでの周知等を行うこと、記録の保存期間を5年間とすることを規定しており、新しく創設される介護医療院についても同様の規定を定める予定です。

<制定する条例>

・岐阜県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

<改正する条例>

- ・岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- ・岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例
- ・岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・岐阜県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- ・岐阜県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・岐阜県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

<廃止する条例>

・岐阜県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例

③事業所メールアドレスの登録について

県では、介護サービス事業者の皆様への各種周知や情報提供等について、県ホームページに掲載するとともに、電子メールによりご連絡を行っております。

電子メールにより迅速に周知等を受信していただくためには、各事業所のメールアドレスを県に登録していただく必要がありますので、県にメールアドレスを登録していない場合は、下記により届出をお願いいたします。

[届出対象] 県が指定等を行う介護サービス事業所・施設

[届出先] 各県事務所福祉課、岐阜地域福祉事務所

[提出書類] 「変更届出書(第3号様式)」及び「付表」

[届出様式] 県ホームページからダウンロードしてご利用ください
岐阜県公式ホームページトップ > 子ども・医療・福祉・女性 > 高齢者 >
介護保険 > 様式ライブラリ(介護保険事業者)
<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/koreisha/kaigo-hoken/11215/library-ijgyosha.html>

④平成30年度介護報酬改定等に関する質問について

県では、平成30年度介護報酬改定等に関する電話での質問は受け付け致しません

平成30年度介護報酬改定・基準等の改正について質問のある事業者の方は、下記により電子メール又はFAXにより質問票を送付してください。

[対象者]

県が指定等を行う介護サービス事業所・施設を運営する事業者

[質問方法]

県ホームページに掲載する「質問票」に質問を記載の上、電子メール又はFAXにて送付願います。

岐阜県公式ホームページトップ > 子ども・医療・福祉・女性 > 高齢者 > 介護保険 > 平成29年度岐阜県介護保険指定事業者集団指導の開催について

http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/koreisha/kaigo-hoken/11215/ssido_h29.html

<電子メール> c11215@pref.gifu.lg.jp

<FAX番号> 058-278-2639

<件名> 【H30改定】質問票(※サービス種別)
例:「【H30改定】質問票(通所介護)」など